

621

1532

依り本使東極大使同商往訪あり
 先づ我方可り貴國愛第七九八號御訓令
 之基に各項目の件説明を致し先づ貴國ハ
 ハ他ノ部分にはテハ一工角同ヲ記ハスル
 こと左ニシテ見テ述ハスリシカモ本國ハ
 日支全面和平ノ努力ヲ妨クルカ如キ状態
 及行及リ得マシムルニ至ラズトシテ一項目ニ對シ

0 2264 594

館長符號電信

802

620

1532

大臣
次官

35782
(總 35780)

電信課長 齋藤

昭和十六年十一月二十一日前後 三府發

十一月二十一日前後 本省著

(機)

極秘 館長符號

本郷 外務大臣

野村大使

第一一四七號

二十日「ハル」長官トノ會談要約左ノ通り
 同ハ本國最大体白ノ「ナル」サンクス、
 「ハル」ハ會談ノ陳述セシ

0 2263 593

館長符號電信

801

623

1532

策ニ対抗シテ一面英國ヲ援ケ一面ソ
 介ニテ助ケルコトニ在リ經テ日本ノ政
 カ確然ト平和政策ニ向ヒ居ルコトヲ明
 了解セラルハ、コトニ限リ援助政策
 シテ変更スルコト困難ナルコト英國
 援助ノ政策ヲ打切ルコト困難ナルト
 同ナリ又一面ソリテ言ハレバ、

局長符號電信

0 2266 595

804

622

1532

テハ非テ常ナル難色ヲ示シ三國同盟
 之ヲ以テ之ニ對シテ主張ヲ續述シ
 ノ望ニ同条約トシテ關係ヨリ
 然レ疑念ノ存スル限リ末國トシテ
 援助ヲ打切ルコトハ極ナリ困難
 知ノ通り現在末國ノ取リ居ル建
 爲途ノ上ニ在リ所ヲ知ラサル武力
 局長符號電信

局長符號電信

0 2265 595

803

REEL No. A-0290

625

1532

政策カ一平知ぬナント財カトナンノ事ニ
 ハルハハシ知シ大統領ト銀日本ノ根本
 申出ハントトハ然ノ事ト存ストルハ
 タラシト言ハルハ以上援解打切ヲ我カ
 ニ難ヲ難シテ知テ大統領カ *introduce*
 如キ援ヲ行ハルヲ建請ルニハトハ
 ンレ下ラ他方一知一平會見ヲ好意ニ
 館長符號印

0 2268 598

805

624

1532

立到ニ達シハ在支(海)本國権益カ
 日本ノ及コ思ウコト保或心ヲ養フ事
 情ニ存スル事ナリ
 本極コリ日大總統ニ面接ノ際日支
 同ノ知一平ノ問題ニ答シ大總統ハ本國
 ハ *introduce* トナントノ語アリ
 カ一平知一平會見ノ及俾ケノ分ヲ取
 館長符號印

0 2267 597

805

627

1532

形勢ハ急迫シテ我々ノ現在日本
 特殊ノ南西太平洋ニ於テ是迄ハ
 熟カク認識シテ我々ノ友好的な空
 間ニテ回復セシメ及急遽公女結リ
 今更ニ今更ニ我々ノ維持セシメ
 今更ニ今更ニ我々ノ維持セシメ
 今更ニ今更ニ我々ノ維持セシメ
 今更ニ今更ニ我々ノ維持セシメ

館長符號電話

0 2270 600

808

626

1532

提トシテ右様ノニト申シメ
 後来日本ノ有力ナル政治家カ
 流ノ武力擔大政策ヲ促ス
 一甲政策ニ立寄りタリト信
 本便ヨリ要スル本ノ程安
 テニニノ取ルル我々ノ進
 一甲政策ニ立寄りタリト信
 本便ヨリ要スル本ノ程安
 テニニノ取ルル我々ノ進

館長符號電話

0 2269 599

807

629

1532

分類

電送第 44202 號

昭和16年11月21日 8時39分發

主管 主任

電信課長 龜山

發電係

昭和16年11月20日起草

件名	宛
第八〇九號	在米 望本大使
記録件名	發
(被毛番号)	東郷大臣

光電第 一〇四二號 突し

英米係 予取に 乙葉中 一 (太平洋地域に於ける政治的)

決定) 二 (蘭印に於ける物資ノ獲得) 三 (日米西國間ノ)

外務省

(日本標準規格Bの)

0 2272 602

810

628

1532

承へん如く 國難アリト 承へん 自今之

中 貴大使等より 日米西國民に 對し 且又 全

人類に 對し 非常ナル 重責ヲ 擔へて 居ら

るニ 付 特ニ 沈痛ナル 面持ヲ 示さんカ 特

ニ 御申出ノ 件(點?) には 尤モ 分同陸的ニ

頌安ノ 上 更ニ 御相談之 ことニ 致度ニ

承へり (了)

局長符號電信

0 2271 601

809

631

1532

(分類)

各務局
1532

電 信 案	別 毛	電送第 44203 44204 號	主管
		昭和16年11月24日午後8時38分發	主任
外 務 省	第八〇號	件名宛	在末 望お大使
		記録件名	發 東郷大臣

昭和16年11月20日起草

(日本標準規格B6)

0 2274 604

812

630

1532

電 信 案	通商(四) (支那) 及六 (五) 通商(高止) 松尾世差
外 務 省	別待遇 (ニ妥スル規定ヲ指シ) 解
	当冒頭電末條ニ付テハ日英、日蘭通商ニ別電第八一〇号
	乘換公文ヲ交換スル事ト改交
	中野大臣ト貴地内閣代表者ト向ニ

(日本標準規格B6)

0 2273 603

811

633

1532

電 信 案	通商上ニ於ケル無差別待遇（但シ第六條カ挿入サレタル場合ニ限	領印度ニ於ケル物資ノ獲得、日米兩國間ノ通商、支那事變及國際	ヲ喚起致候此等ノ條項ハ夫々太平洋地域ニ於ケル政治的安定、蘭	（但シ第六條ハ挿入サレタル場合ニ限ル）ニ對シ貴國政府ノ注意	本取極ノ内容特ニ其ノ第一條、第二條、第三條、第四條及第六條	國政府ト同様重大ナル關心ヲ有セララルモノナルコトヲ確信シ、	有之候處帝國政府ハ前記目的ニ對シ貴國政府ニ於カレテモ日米兩
-------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

(日本標準規格 B5)

0 2276 606

814

632

1532

電 信 案	増進ニ寄與スルノ目的ヲ以テ日米兩國間ニ作成セラレタルモノニ	本取極ハ太平洋地域ニ於ケル平和ヲ確保シ以テ世界平和ノ恢復及	候	レタル取極寫一通ヲ送付スルト共ニ左記ヲ通報スルノ光榮ヲ有シ	月 日日本國政府ト「アメリカ」合衆國政府トノ間ニ作成セラ	以書翰啓上致候陳者本使ハ本國政府ノ訓令ニ依リ、閣下ニ對シ本	（往翰）
-------------	-------------------------------	-------------------------------	---	-------------------------------	------------------------------	-------------------------------	------

(日本標準規格 B5)

0 2275 605

813

REEL No. A-0290

135

1532

電
信
案

外
務
省

本使ハ茲ニ重テ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候

敬
具

日本標準規格B5

0 2278 608

816

134

1532

電
信
案

外
務
省

ニ貴國政府力之ニ同意セラレンコトヲ期待スル次第ニ候

式ノ了解トシテ採擇シ適用スルノ用意アル旨ヲ茲ニ明ニスルト共

爲本取極ノ前記條項ニ掲記セラルル了解及政策ヲ貴我兩國間ノ正

仍テ帝國政府ハ本取極ノ作成ノ目的ヲ更ニ完全ニ達成ナシメンカ

互的了解及政策トシテ採擇シ適用シ得ヘキモノト思料致候

テ右ハ貴我兩國間ニ於テモ日米兩國間ニ於ケルト同様兩國間ノ相

ルニ關スル方針ニ關シ相互的了解及政策ヲ明定シタルモノニシ

日本標準規格B5

0 2277 607

815

REEL No. A-0290

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

http://www.jacar.go.jp

639

1532

電
信
案

外
務
省

ガ爲本取極ノ前記條項ニ掲記セララルル了解ヲ貴我兩國間ノ正
式ノ了解トシテ採擇シ適用スルコトニ同意スル旨回答スルノ光榮ヲ
有シ候

本使ハ茲ニ重テ閣下ニ向ケ敬意ヲ表シ候

敬具

(日本標準規格B6)

0 2280 610

818

636

1532

電
信
案

外
務
省

(返翰)

以書翰啓上致候陳者本月 日附貴翰ヲ以テ本月 日貴國政府ト一
アメリカ合衆國政府トノ間ニ作成セラレタル相互的了解及貴國ニ
關スル取極メ寫一通御送付相成ルト共ニ左記御通報相成敬承致候

「本取極ハ、、、、次第ニ候」

本使ハ本國政府ノ訓令ニ依リ、閣下ニ對シ英國政府(又ハ蘭國政府)
カ本取極ノ作成ノ目的ヲ諒解シ且右目的ヲ更ニ完全ニ達成セシメン

(日本標準規格B6)

0 2279 609

817

REEL No. A-0290

641

1532

及ニ并リモ追テ研究上修多ク見ヨ述フルトナルニ
 馬平使本使兼柳大使ト共ニ本二十一日午後八時迄
 方ノ来メニ依リ「ハル」長友ト自部ニ於テ合意ハ
 答(了)

館長符號電信

0 2284

614

822

640

要
領
事
館
長
符
號
電
信

次官

大臣

1532

(總 31-05)

電信課長 齋藤

昭和十七年十一月廿二日 前後 華 亦 發

十一月廿三日 前後 本 省 著 (晴) (機)

極 秘 館長符號

兼 外務大臣

野村大使

十一一五八號 (大臣署名)

(十一月二十日野村大使ヨリ半信ニ提呈セルニ事内ニ答ハル件)

(十一月二十日野村大使ヨリ半信ニ提呈セルニ事内ニ答ハル件)

前段ニ関シハ津東ニシテ適借置セリ又後段ニ関シテ

ハ往電ヲ一四七號令見際ハ多クモ花テ持ニ

館長符號電信

0 2283

613

821

655

1532

長官ト約三十分ニ亘リ私的會談ヲ遂ケタルハ
 長官ハ三子子孫ノ問題ニ関シ本使ヲ十八日會
 談ノ際同々子孫トShare スルヲ如キ重ク
 ル協定 ムロトホ一シル大ハ突ハ「ハルモ成ル
 妙案ト思スルヲ示ナルカ「ハルハ日米両子カ
 大ニ干渉一干和維持ノ事ニ協カシテ甚田事
 和建設ニ貢獻スルハ其ノ表ハヨリ念ヲ下

0 2286

616

824

館長符號電信

654

1532

大臣
次官

36067
26070
(總)

極秘 館長符號
 東洋 外務大臣
 第一一六〇路
 往電第一一五九路ニ因シ
 来栖ヨリ
 廿二日ノ會談ニ付其旨ノ事廿一日本使「ハル

0 2285

615

823

館長符號電信

電信課長

昭和十六年 上月廿三日 前後 本 省 著

十月廿三日 前後 本 省 著

(備) (機)

657

1532

ナラス日本カ武力ニ制他子制壓ヲ以テセテ達成
 セトスルモノニ非サハ限リ米子トシテハ何ホセテ
 妨害セトスルモノニ非ス、自今トシテハ日露
 戦争直後日米両子カ一方ハ東亞ニ在テ他
 方ハ西半球ニ在テ夫々指道テ的的地位ヲ保持シ
 ヲ、親善協カノ關係ニ在リシル、ナ如キ時代ノ出現
 ヲ欲シテコトマサシテオナリト述一人テ日西子々右

0 2288

618

826

656

1532

スル所ニシテ是等ノ倫政経海多識ノ際名井
 三信時深井英五式等ノ日本代表ト肩ヲ並ニ
 テニ通商自由ノ義ヒタルハ人ヲ猶欣快ナル元
 懐トシテ俾有シハアル必ナリハルハ本末日
 本々東亞ノ協定ニ在ルコトモ極メテ当然ト思
 考シオリ又表現所カギゴテナキ莫ハ別トシ
 所謂大東亞共榮圈ノ理念ヲ亦理解ニ在

0 2287

617

825

659

1532

スベキモ何ノ道往ルモ豫想ノ通り月曜日(廿
 四日)「ハル」ヨリ太平洋協定ニ関シ何等カ申
 出来ル場合モ有ル(キニ付或ハ此ノ際打聞第
 トシテ右兩利用ノ所考ハ等モアラハ至急何分
 ノ儀は申上モ「アリシ」(了)

0 2290 620

828

658

1532

豫ノ人備ヲ以テ太平洋平和協定カ本ト同時ニ
 日本ハ三五ニ干渉カ右協定ノ締結ヲ妨スルモノ
 ニハサントシテ障ルセムルモ「并」ノ行方ニアラ
 スヤト信スト述ヘ居リタリ
 幸能ク迫レテ幸ニ対スル米例ノ諾否如何
 ニ依リ交渉ノ決別致シムラ得スト迄セシ「ワ」アル
 今「日」ニ及ヒ右様構想ノ検討ハ或ハ迂遠ニ失

0 2289 619

827

661

1532

協カセシムル矣ハ昨日其ノ代表者ト云ハナル協成
 ヲ為シタルカ月曜日迄ニ彼等ハ本ヲト打合ヲ為
 シタル上更ニ協成スル次第ニテ子務長官ハ自分
 ノカニモ限アリ夫レ以上ノトハ不ク能ナル旨申シタ
 リ東京ノ督促急ナル理由ヲ認メツハアルモ又敷
 日待タシ又理由ナシト信スルカ如シ病床ニアリシ
 胡適モ昨日協成ノ終末ニ至セキノシタル由ナリ

館長符號電信

0 2292 622

830

660

1532

次官 大

36088 (總 36089)

電信課長

昭和十七年十一月廿二日 華府發

十一月廿四日 前發本省著 (機)

極秘 館長符號

東郷 外務大臣

野村大使

第一六一號

往電第一六一號。略ニ関シ

廿二日夜ノ會談ハ要スルニ日本カ平和政策ニ出ツ

ル以上日米貿易ヲ漸次恢復スル關係ヲ示シテ

館長符號電信

0 2291 621

829

663

1532

一 期トシテ更ニ直ラノ後ノ情勢カニ依ルテハ
 ナラハ別段異ラズ候ノ理由ナカラシモ其期限ニテハ
 亦併合及主権尊重ノ主義ニ背馳スルモノ
 ト見アルカラン (七月豫備交渉進行中佛印
 進駐ヲ見ル時合談中絶シタルヲ遺憾トスル旨
 導リ返シシテハモ夫レト類似ノ事トナキニトテ
 間接ニ整へ先こころアリ)

0 2294

624

832

662

1532

長良親王テハミテ直ニ日支橋渡ヲス意向ナラヌ又
 後藤打切ハ困難トスルツクアリ但今日^{トモモ}日支
 特ノ積念ハ大ニ多クモニアラス中和政策ノ進展次
 第右ノ件^{ケニケン}ハハ発展ヲ見得ルカキ態カニシテ
 且今今ノ所支即向線ヲ後廻ハシニ取扱ヒシトシ
 アルモ他方面ノ確實ナル情報ニ依ルハ所要期^期有
 ノ駐兵ハ要スルニモ其期限駐兵ハニシテ四五^年

0 2293

623

831

165

1532

由ナラ自分ハ斯ク迄モ奴カカシクアルニ拘ラス
 ト感スルモノハ如ク極メテ不興ニテ要否セラルル理
 ニトシタルモ長官ハ乙案ヲ以テ対米コテマシド
 本使乙案ノ前書ヲ示シ逐条諾否ヲ偵サ
 交ナリ
 セリ) 疑テ軍ヲ上ノ下ハ甚ク解ラヌト云フ態
 (後刻一ニ有カナルハ度取ルニ説シタル中

0 2296 626 834

664

1532

南キ佛印ヨリ此邦へ後駐ニテハ南西太平洋ノ
 形勢カ緩和ニ致ナラ固係清子ハ皆セニ牽制セラ
 レ兵カカ凍結セラルルヲ今日ト餘リ異ラザル
 様去カスルヲ以テ自分ノ軍事眼ヲ以テスレハ
 上極メテ大ナル讓歩ミテ同方面ニ至大ノ貢
 獻ヲスシト説ルモ、友友ハ人言誤ノ内定ハ
 且自分ノミシマリ他ノ何人ニモ干渉セシメス

0 2295 625 833

167

1532

セン	ト	ヲ	希	望	シ	マ	アリ	ヲ
----	---	---	---	---	---	---	----	---

館長符紙電信

0 2298 628

836

166

1532

遮ニ母ニ在方落否ノ決定ヲクシ迫ラルルカ如キ
 ロムテノオ話ニハ失望 (discourage) スルニ由
 (り)
 本使者ハ沈看ヲ旨トシ^折傳ニ在リ激スニ様
 ノトハ母之先方亦然リ而シテ長官ハ自ラ
 米子ハ平和ノ中道ヲ進ミツルアル前提ノ下ニ折
 傳シクアリテ日本モ亦米ノ平和政策ニ同意

館長符紙電信

0 2297 627

835

1532

電 信 案	ハ極メテ僅少ナルニ付キ米側ヲシテ交渉ヲ多岐ニ涉ラシメズ日	對ニ變更ヲ許ササルモノナルニ付右ニ御承知アリ度ク從テ餘日	七三六號所載期日頃迄ニ交渉ノ急速妥結ヲ必要トスルコトハ綱	忍自制スルコトハ諸般ノ事情ヨリ遺憾乍ラ不可能ニシテ往電第	シタル次第ナルカ貴見ノ如ク世界戦争全局ノ見透判明スル迄隱	モ充分考量ヲ加ヘ往電第七二五號根本國策決定前慎重審議ヲ盡	ニ貴電末段ノ御趣旨ハ尤モノ次第ニテ、當方ニテモ右ノ點ニ就テ
-------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	-------------------------------

(日本標準規格B5)

0 2300 630

838

外務省

1532

(分類)

電 信 案	勵ヲ願フ	ルカ週日ノ間ニ國家安危ノ緊ルモノナルニヨリ切々一層ノ御奮	一、貴電第一〇九〇號拜誦御辛勞ト御努力トハ深謝ニ堪ヘサル所ナ	暗略 電送第43432號 昭和16年11月16日午後4時13分發	件名 日米交渉	宛 野村大使	發東郷大臣	主管 中米利加局長 主任中米利加局第一課長 昭和十六年十一月十五日起草
-------------	------	------------------------------	--------------------------------	--	------------	-----------	-------	--

(日本標準規格B5)

0 2299 629

837

外務省

1532

電送第44208號

昭和6年1月22日 時10分發

件名	日米交渉	宛	野村公使
配録件名		發	栗原久

第八二號

(密表番号)

主管 栗原久 主任 一課長 昭和7年1月21日起草

電信課長 發電係

取便 〇 注意

1532

840

1532

件名		宛	
配録件名		發	

度シ

本働提案ヲ基礎トシテ先方ニ迫リ以テ妥結ニ導ク様御努力相成

電信課長

發電係

外務省

1532

839

REEL No. A-0290

670

1532

電
信
業
外
務
省

右端ニ書上ノ行限リノ中旨ニ通

又所定ノ結ニ付テ先全ノ中如クノ中
 運送工ルノ他下付ノ付々如クノ中旨ニ通

又ハ絶可子可能ニ付々如クノ中旨ニ通

付々コトノ取新レタリ就テハ右期日ハ此トノ通

付々コトノ取新レタリ就テハ右期日ハ此トノ通

付々コトノ取新レタリ就テハ右期日ハ此トノ通

付々コトノ取新レタリ就テハ右期日ハ此トノ通

(日本標準規格B5) U 2304-634

842

669

1532

電
信
業
外
務
省

中ニセリノ又 帝政府 卜ニセリ 既元 市街

ノ聖 旨ニ付テ 皇後 迄 情 理ヲ 善クシテ 局 田

水 権ニ 皇 旨ノ 如クノ 中旨ニ 通

ノ 取 旨ヲ 阻 止ニ 度 付々 以テ 而 皇 旨ニ 従フ 旨ニ 通

ノ 取 旨ヲ 阻 止ニ 度 付々 以テ 而 皇 旨ニ 従フ 旨ニ 通

ノ 取 旨ヲ 阻 止ニ 度 付々 以テ 而 皇 旨ニ 従フ 旨ニ 通

ノ 取 旨ヲ 阻 止ニ 度 付々 以テ 而 皇 旨ニ 従フ 旨ニ 通

ノ 取 旨ヲ 阻 止ニ 度 付々 以テ 而 皇 旨ニ 従フ 旨ニ 通

ノ 取 旨ヲ 阻 止ニ 度 付々 以テ 而 皇 旨ニ 従フ 旨ニ 通

ノ 取 旨ヲ 阻 止ニ 度 付々 以テ 而 皇 旨ニ 従フ 旨ニ 通

ノ 取 旨ヲ 阻 止ニ 度 付々 以テ 而 皇 旨ニ 従フ 旨ニ 通

ノ 取 旨ヲ 阻 止ニ 度 付々 以テ 而 皇 旨ニ 従フ 旨ニ 通

(日本標準規格B5) U 2303-633

841

672

1532

電信案	予以下、早急、接符、行、為、々、案、際、上、具、分、留、り、
外務省	始、上、界、二、日、友、同、一、停、戦、協、定、成、立、予、望、を、示、し、
	直、接、支、援、の、開、始、を、促、す、事、を、期、す、
	日、本、二、可、に、友、誼、を、振、起、せ、し、て、以、て、日、友、和、平、
	早、倒、提、議、(二、三、号)、一、類、目、一、基、于、一、友、誼、を、示、す、
	紹、介、者、上、に、再、り、協、議、を、依、り、若、し、一、日、
	我、方、ハ、二、案、上、目、野、二、ロ、ー、バ、ル、ト、と、大、統、領、ヲ、
	又、二、案、上、目、野、二、ロ、ー、バ、ル、ト、と、大、統、領、ヲ、

(日本標準規格B6)

U 2306 636

844

671

次

富

1532

(分類)

電信案	本、打、撃、上、に、行、な、す、如、く、取、扱、ハ、二、案、上、目、野、二、
外務省	予、協、議、を、促、す、事、を、期、す、
	日、本、二、可、に、友、誼、を、振、起、せ、し、て、以、て、日、友、和、平、を、促、す、事、を、期、す、
	早、倒、提、議、(二、三、号)、一、類、目、一、基、于、一、友、誼、を、示、す、
	紹、介、者、上、に、再、り、協、議、を、依、り、若、し、一、日、
	我、方、ハ、二、案、上、目、野、二、ロ、ー、バ、ル、ト、と、大、統、領、ヲ、
	又、二、案、上、目、野、二、ロ、ー、バ、ル、ト、と、大、統、領、ヲ、

(日本標準規格B5)

U 2305 635

843

暗	電送第 44385 號	主管	栗林 龍男
平路	昭和 16 年 11 月 23 日 10 時 10 分 發	主任	栗林 龍男
件名	野村 工 侯	昭和 16 年 11 月 23 日 起草	
第 1-5 號	記録件名	發	栗林 龍男

674

1532

電信案

外務省

就前記ノ電文ニ係ルハ、若倒ヲ止メテ必要ノ口頭ヲ交渉
 本公署ニ向テノ電文ニ係ルハ、
 又レレト共ニ、右ノ大統領ノ紹介ニ係ルハ、
 手経電文ハ、一ニテ期日迄ニ電文ニ係ルハ、
 申付アリテ居ル。

(日本標準規格B5)

0 2308 638

846

673

1532

電信案

外務省

此ノニ係ルハ、
 大統領ノ新ハ、
 多クノ電文ニ係ルハ、
 應之ヲ、
 關係確立ヲ希望スル見地ヨリ、
 如リテ交渉スヘク之ヲ交渉トシ、
 整理ナルニテ、
 外務省ノ見地ヨリ、
 電文ニ係ルハ、
 大統領ノ紹介ニ係ルハ、
 手経電文ハ、
 申付アリテ居ル。

(日本標準規格B5)

0 2307 637

845

676

1532

電信案									
外務省									

挿入シテ (世差別待遇) 及七 (三国条約) ヲ除キ
 タル業ト認ムル知事ニテ (ナキヤ) 概速ニ回電
 アリ、米当米関係ニ於テハ (六及七) カ削除サレ居ルコトニ付
 特 発 言及セサリシヤ、概速ニ回電アリ、

0 2310 640

847-2

(日本標準規格B5)

675

次官

大臣

1532

(分類)

電信案									
外務省									

五ノ節ニ項 (佛印南都ヨリ北部ヘノ軍隊移駐) 7
 二十日光大使ヨリ提示サレタル乙案ニ准電第...
 七五ノ節一四四節ニ突シ

電送第44384 號
 昭和16年11月22日午後1時45分發
 宛 名 宛
 大 宛 第 八 一 七 號
 配録件名 發 東 洋 大 臣

主管 栗利加第
 主任 栗利加第第一課長
 昭和16年11月22日起草

0 2309 639

847-1

(日本標準規格B5)

678

1532

御前會議ニ於テ日米國交調整ニ因スル根本
 方策ト共ニ決定ヲ見タリ

日米交渉ニ付テハ定メテ基礎ニ於ケル國交調整
 交渉ヲ續行スルコトトシ七日以來既ニ折衝中
 ナルカ相當ノ懸隔アリ從來ノ交渉經過ニ鑑
 ミ交渉妥結ニ至ルヘキヤ否ヤ疑問ニテ我方トシ
 テハ交渉妥結ノ為最後ノ努力ヲ試ミ居ルニ

(原議用紙乙)

0 2312 * 642

849

677

次 1532

官了

(分類)

暗 手 番	電話第 44031	主管 栗利初良 了	主任 栗利初良	昭和十六年十一月二十日起草
件名	宛	在瑞西 三谷公使	在土庫 栗原大使	東郷大臣
合第 二 三 六 四	日米交渉現段階ニ因ル件	記録件名		
一政府ハ組閣以來連日大本營連絡會議ヲ 開催シ當面ノ重大時局ニ對應スル國策ノ 根本方針ヲ審議シ居リタル處右ハ去ル五日ノ				

外務省

(日本標準規格B5)

0 2311 * 641

848

680

亞米利加局長

大臣
次官

1532

(總 1198)

電信課長

昭和十六年十一月七日

十一月七日

華社發
(備)
(機)

極秘 館長符號

東洋 外務大臣

野村大使

十一月七日

注 十一月七日

ハミンシイン

トシハスノ

館長符號電信

0 2314

644

851

679

1532

電信課長

外務

(原議用紙乙)

此ノ上ノ我方ノ讓歩ハ之ヲ為シ得サル能ハニ

在リテ前途樂觀ヲ許サズ 交渉不調ノ際

ハ帝國ヲ繞レ 情勢ハ急轉ヲ予想セラル

以上貴官限リ仰含ミ迄

本電免先 瑞西 土耳其 浦塩

瑞西ヨリ 佛、西、葡、瑞典、芬、南阿

土耳其ヨリトルマニア、ブルガリア、決ハ転電アリ

0 2313

643

850

大 1532
次 官 臣 野村

682

(分類)

電 信 案	満足ナリト為シ 長ルカ如キ 也右ハ 当方ニ於テハ 留面打南	暗	電送第 44501 號	主管 栗利加斐
		平	昭和十六年十一月二十九日 午後 七時 10分 發	主任 栗利加斐第三課長
	一、米側及英濠蘭諸國ニ於テハ南部印撤兵ミヲ以テハ不 貴電一、九号及一、一六号ニ関シ	第 八 A 號	件 名 宛 在 米 野村大使	發 東郷大臣
外 務 省		(領長符号)	記録件名	昭和十六年十一月二十四日起草

電信課長 發電係

0 2316 646 853

大 1532

681

及來栖大使トハ此方及トノ令見ハルセ 三日中ニ行ヒ及キ各員ノ令トニ依リ 派シ改コシ 左ノ取次 (3)
--

0 2315 645 852

684

1532

電 信 案

只管急速手結ヲ希望スルノミニテ他意ナキコト

ナリト称スルハ誤解ニシテ当方ハ事態ノ切迫ニ鑑ミ

三我方リ乙案ニ依ルニ結ヲ求ムルニ討レ米側カ「ダイヤモンド」

ヲ説得相成度シ

所ナリ一就テハ往電ヤハ一六号ノ^ハ報旨ヲ以テ重テ米側

要件ニシテ右ハ帝國ノ公正ニ當ナル要求ナルニ鑑ミ米國

政府ニシテ之ヲ認メ難シトスルハ当方ノ甚ク理解ニ苦ム

ハ

日本標準規格 B5

0 2318 648

855

683

1532

電 信 案

物次員確保及米國ノ対日石油供給ト共ニ絶対不可缺ノ

實現ヲ要スル次ナリ從テ接獲行為停止ハ(蘭印

才七^九八号申達ノ通一テ乙案包含ノ事項^ハ全部

結令實施前ノ状態ニ^ハ復帰一ニ止マリサルコトハ往電

ニ當方ノ期待スル所ハ申ニ貴電ノ日米貿易恢復乃至凍

絶對不可能ナリ

乃真ニ難キヲ忍ビテ敢テセル提案ニシテ右以上ノ譲歩ハ

日本標準規格 B5

0 2317 647

854

691

乙種復券(コト) 一九三九年

1532

153

電信課長

主任

昭和16年11月20日起草

0 2320 650

857

電 信 案	往 電 節 類 ニ 入 ル	乙 案 ノ 提 出 ハ 甲 案 カ 短 時 日 ヲ 以 テ テ ハ 容 易 ニ 妥 当 ニ シ タ ル ト 認 メ ル ニ ヨ リ 之 等	大 玉 魚 第 一 號 (領 外 符 号)	電 送 第 一 號		年 月 日	時 分	前 後	宛 名	件 名	管 主 任 主任	發 電 係
				件	宛	發	配 錄 件 名	發 電 係				

685

1532

電信課長

主任

昭和16年11月20日起草

0 2319 649

856

電 信 案	外 務 省	中 本 平 洋 協 定 ノ 付 行 ハ 古 昔 東 亞 連 帯 ノ 一 環 ト シ テ 一 貫 ス ル 傾 向 ハ 警 戒 ヲ 要 ス ル ノ 貴 方 印 度 州 ノ 通 リ 日 米 諒 解 成 立 其 兩 館 ノ 関 係 因 ラ レ テ 之 ニ 合 調 セ ル コ ト 改 度 ノ 中 本 平 洋 協 定 ノ 付 行 ハ 古 昔 東 亞 連 帯 ノ 一 環 ト シ テ 一 貫 ス ル 傾 向 ハ 警 戒 ヲ 要 ス ル ノ 貴 方 印 度 州 ノ 通 リ 日 米 諒 解 成 立 其 兩 館 ノ 関 係 因 ラ レ テ 之 ニ 合 調 セ ル コ ト 改 度 ノ	此 長 ヨ リ 云 フ モ 米 側 ノ 其 意 圖 等 ヲ 論 ハ 儀 ト ル カ 此 長 ヨ リ 云 フ モ 米 側 ノ 其 意 圖 等 ヲ 論 ハ 儀 ト ル カ
-------------	-------------	--	--

(一) 支那政府、一方の自國ノ安全ヲ防衛スルニ爲 採取
 スルニトシテ人ヲ侮ラシクセリ、カカチ指互ヲ擧ル可合ニ
 於テ他方ニ亦自衛ニ至ルノ解ノ根柢月故ニ及レ
 太平洋地域、於テ和平ヲ維持スルニ必要ニ俾ル
 指互ヲ擧ル可合ニ
 654

外務省

(一) 支那政府、太平洋地域ノ穩定強固ヲ協力スヘク
 支那政府ハ本邦ニ亦自衛ニ至ルノ解ノ根柢月故ニ及レ
 於テ他方ニ亦自衛ニ至ルノ解ノ根柢月故ニ及レ
 太平洋地域、於テ和平ヲ維持スルニ必要ニ俾ル
 指互ヲ擧ル可合ニ
 653

外務省

日米共同宣言

生々

日米共同宣言、亦日米両國ノ利益ヲ保護スルニ必要ニ俾ル

ニ於テは支那ノ一切ノ問題ヲ平和的ニ解決スルヲ以テ公認ス

支那ノ安全ヲ維持スルニ必要ニ俾ル

左記ノ通宣宣言ス

70 696

Joint Declaration by the Governments of
Japan and the United States of America.

The Governments of Japan and the United States, in view
of the fact that the ^{agreement} ~~understanding~~ reached this day between
the two countries is ^{symbolic} ~~republic~~ of the sincere desire of the two
nations to settle by peaceful means all problems between the ~~m~~
two countries in the Pacific area, declare as follows:

1. The two governments will cooperate toward the mainte-
nance of tranquillity in the Pacific area and the promotion of ~~their~~
friendly ^{whenever} international relations ~~therein~~, and they will ^{refrain} ~~not~~
take any ^{contrary} ~~action contraindicated to that purpose:~~
~~from taking any~~ ^{measures} ~~likely to exacerbate them.~~

2. In the case when either one of the two governments
is obliged to adopt any measure in order to defend the security
of its country, the other will adopt no measure which ^{is}
~~contrary~~ ^{contravenes} to the spirit of the understanding reached this day,
may ^{or} hinder the ^{or} ~~preservating~~ of peace in the Pacific area.

0 2325

655

862

698

1532
大臣 2
次官 3
亞米利加島
(總 36335)

電信課長	
昭和十七年十一月廿五日 午前 華存 發 (機)	
十一月廿六日 午後 本省 著	
極秘 館長符號	
東郷 外務大臣	
野村大使	
第一一七〇號	
貴毛第一八一號 二回シ	
乙 某前又英文ハ別毛第一一七一號ノ通	
ニテ毛又キヤ折返シハ因毛清フ(了)	
館長符號電信	

0 2327 657

864

697

1532
大臣 2
次官 3
亞米利加島
(總 36336)

電信課長	
昭和十七年十一月廿五日 午後 華存 發 (機)	
十一月廿六日 午後 本省 著	
極秘 館長符號	
東郷 外務大臣	
野村大使	
第一一六九號 (大至急)	
貴毛第一八一〇號 二回シ	
本件書翰英文貴方ニ於テは作成ノ上	
折返シハ因毛清フ(了)	
館長符號電信	

656 0 2326

863

#1532-C
1532

大 臣
次 官

要
本

(總 36344)

電 信 課 長

昭和十七年十一月廿五日 午後 華 府 發

十一月廿六日 午後 本 省 著 (機)

極 祕 館 長 符 號

東 郷 外 務 大 臣

野 村 大 使

第一一七一號 (別 冊)

館 長 符 號 印

0 2328 659

865

REEL No. A-0290

Item 15-2
attached

1532

700

Draft

November 22nd, 1941

Strictly Confidential

A.2

The Government of Japan and the Government
of the United States of America,

animated by the ardent desire to maintain

✓ ~~the~~ peace in the Pacific,

recognizing the urgent necessity of ^{affirming} (elucida-

ting) the sincere determination of both Governments

to promote peace,

✓ ^{reached} have agreed upon the following ~~mutual~~ under-

standing:-

0 2329

" 659

869

REEL No. A-0290

702

大臣
次官

1532

(總 36344)

電信課長	
昭和十六年十一月廿五日 午後 華府 發	
十一月廿六日 午後 本省 著	
極秘 館長符號	
東郷 外務大臣	野村 大使
第一一七一號	(別号)

661

868

701

大臣
次官

1532

(總 36335)

電信課長	
昭和十六年十一月廿五日 午後 華府 發	
十一月廿六日 午後 本省 著	
極秘 館長符號	
東郷 外務大臣	野村 大使
第一一七〇號	
貴子才八一號 三回	
乙字の英文ハ別号才一一七號ノ通リ	
毛文ナキヤ折返シ内國モ清ラ	

0 2330 660

867

1532

703

Draft

November 22nd, 1941

Strictly Confidential

The Government of Japan and the Government
of the United States of America,

animated by the ardent desire to maintain
the peace in the Pacific,

recognizing the urgent necessity of elucidating
the sincere determination of both Governments
to promote peace,

have agreed upon the following mutual understanding:-

0 2331

662

866

REEL No. A-0290

705

2

AC

1532

居ル旨述べ居ル程ニテ此ノ際徒ラ「ニュース」本位ヨリ不確
 實ナル情報ヲ供給セシムルハ當方交渉促進上ニモ將又我方對内關
 係ニモ惡影響ナキヲ保シ難キニ付右事情ヲ御含メノ上本省ヨリ關
 係新聞社ニ對シ本交渉ニ關シテハ特派員ニ徒ラニ通信ノ多キヲ求
 メ無用ノ競争ヲ強ヒサル様一應御注意相成リ出來得レハ特派員ニ
 モ本社ヨリ右「ライン」ニテ何等ノ指令ヲ發セシメ得レハ好都合
 ナリ（了）

0 2333 664

871

外務省

1532-8

704

R

1532

次官 大臣

昭和18 三六三三七 (暗)

華府 十一月二十五日後發
本省 二十六日後着

東郷外務大臣

野村大使

第一一七七號(大至急、館長符號扱)

貴電第七九二號ニ關シ

當館ニ於テハ日米交渉ニ付テハ其ノ内容ハ勿論見透等ニ付テモ一
 切外部ヘノ發表ヲ差控ヘ國務省側亦本件新聞記者會見ニハ相當機
 重ヲ期シ居リ從テ邦人記者ハ憶測ニ依ル當國新聞記事ニ依リ種々
 交渉經過ヲ打電シ居ル程度ナル處中ニハ本社ヨリノ督促ニテ無益
 トハ思惟シツツモ特ニ紐育ヨリ來華シ居ル者ニ、三アリ且ツ記者
 自身本社ニ對スル手前乃至其ノ命令ニ依リ無意味ナル競争ヲ續ケ

0 2332 663

870

外務省

707

1532

7通に此向候ニ付協議せんも未だ成案ヲ
 得んニ至ラス是迄共ら昨日ハ出来上見込
 ニ付昨日更ニ打合ハセバ申付國答アリ
 右い昨日及本日ニ亘リ終日子務者可勝
 者局ノ令及及一詰る三具ハ英子大使ハ
 此令見事ノ可矣ニ思ハシ先方ニ於テモ
 交渉促進ニ努メオハル様子ニ付上ニ付得ス

館長符號

0 2335 666

873

706

1532

大臣
 次官
 要利
 (總36357)

電信課長處

昭和十七年十一月廿五日 午後 華府 發
 十一月廿七日 午後 本省 著 (機)

極秘 館長符號

東郷 外務大臣

野村大使

第一一七八號

本日午時迄方ノ報告ヲ可合ハセタルニ付
 中ニテ午時何分ノ間答スミトノ下ナリニ付
 午後更ニ督促セシメタルニ付ハルモ昨日及本日

館長符號

0 2334 665

872

709

1532

大 次 官

亞 米 利 加

昭和10 三六三三四 (暗)
 華府 十一月二十五日後發
 本省 二十六日後着

東郷外務大臣
 野村大使

第一一七九號(大至急、館長符號扱)

「ハル」國務長官ハ從來二回ニ亘リ英、濠、蘭印、支ノ各大公使ト
 一應同時ニ協議シ來レル處形勢ノ進展ニ伴ヒ主トシテ英國大使ヲ
 相手トスルコトトナレルモノノ如ク本二十五日午前以來濠蘭印代
 表ニ對シテ英國大使ヲ通シテ聯絡シ支那大使トハ英國大使ト協議
 後單獨ニ本日夜協議スルコトトナリ從來ノ屬國同格的取扱ヨリ變
 化シ來レル點一般ノ注意ヲ引キ居レリ(了)

外 務 省

0 2337 668 875

708

1532

本日ノ午後三時見合ハセ町乾更ニ打合ハス
 下、セリ(了)

館長符號電信

0 2336 667 874

REEL No. A-0290

國家機密

M-1

日米共同宣言案

日米兩國政府ハ本日兩國間ニ成立セル了解カ太平洋地域ニ於ケル兩國間ノ一切ノ問題ヲ平和的方法ヲ以テ處理セントスル兩國民ノ眞摯ナル念願ヲ象徴スルモノナルニ依リ左ノ通宣言ス

(一) 兩國政府ハ太平洋地域ノ靜謐維持及友好關係増進ニ協力スヘク且之ヲ阻害スルカ如キ行爲ニ出テサルヘシ

(二) 兩國政府ノ一方カ自國ノ安全ヲ防衛スル爲採擇スルコトヲ餘儀ナクセラルルカ如キ措置ヲ採ル場合ニ於テ他方ハ本日成立セル了解ノ根本精神ニ反シ太平洋地域ニ於ケル平和ノ樹立ニ害アル措置ヲ採ラサルヘシ

外務省

(日本標準規格B5)

IMT 316

60

876

M-1

日米國交調整ニ關スル資料

一一六、十一、十一、

一、野村大使宛訓令

(一) 十一月二日野村大使ニ對シ(イ)政府ハ組織以來連日大本營連絡會議ヲ開催、日米國交調整ニ關スル根本方針ヲ慎重審議中ニシテ五日、御前會議ニ於テ決定ヲ見ル予定ナル旨(ロ)政府ハ右ヲ以テ國交調整ノ最後の試ミヲ行クモノニシテ事願願ル重大ナル旨及(ハ)交渉開始ノ上ハ諸般ノ情勢上極メテ急速ニ妥結ヲ要スル議ナル旨同大使限リノ含ミ迄ニ電報シタリ。

(二) 尙四日更ニ野村大使ニ對シ要旨左ノ通り訓令セリ

(イ) 大本營連絡會議ニ於テ熟議ニ熟議ヲ取不タル結果政府大本營

外務省

(日本標準規格B5)

IMT 316

61

877

M-11

一 政ノ意見ニ基キ日米交渉對案一甲案及乙案一ヲ決定シ右ハ
五日開催サルヘキ御前會議ニ於テ帝國爾來ノ根本國策ト共ニ
其ノ確認ヲ俟ツノミトナリ居ルコト

(ロ) 帝國内外ノ事態ハ極メテ急迫ヲ告ケ一日ヲモ曠ウスルヲ許サ
サル狀態ニ在ルモ帝國政府ハ日米間平和關係ヲ維持セントス
ル誠意ヨリ熟議ノ結果交渉ヲ繼續スルモノナルカ本交渉ハ成
後ノ貳ニシテ我方對案ハ名實共ニ最終案ニシテ今次折衝ノ成
否ハ帝國國運ニ甚大ノ影響アリテ皇國安危ニ係ルモノナルコ
ト

(ハ) (A) 本件交渉開始以來既ニ半歲ノ及ヘル處帝國政府ハ之カ急遽
安結ヲ計ル爲難キヲ思ヒテ讓歩ニ讓歩ヲ取不來レルニ拘ラ

外務省

(日本標準規格B5)

IMT 316

62

878

REEL No. A-0290

M-1

古ハ市價騰貴ニ甚大ノ後轉テリテ島國政府ニ利ハシクナリ
 知ノ所ニシテ好式建築ハ各町天ニ建築業ニシテ今又其利ノ如
 ヲ思慮セリ然レテ建築ノ事業次第ニ對シテハ其ノ本國政府ハ其
 ヲ以テ其志ニ出シテ市價騰貴ハ日不同半價騰貴ノ利ナシ
 (四)市價騰貴ノ轉ニ對シテ其意旨ハ古マ一日モ子細クスルモ其
 具ハ即ち其意旨ハ其ノ意旨ナリ
 五日開議セシハ其市價騰貴ニ對シテ其意旨ハ其意旨ナリ
 一週ノ意旨ニ對シテ其意旨ハ其意旨ナリ

ス米側ハ之ニ對應スル所ナク終始當初ノ主張ヲ固執シ居ル
 實情ナルコト(B)我方カ飽迄誠意ヲ披瀝シテ更ニ困難ナル議
 歩ヲ敢テセル所以ハ一ニ太平洋ノ平和維持ヲ顧念スルニ出
 ツルモノナルモ帝國ノ隱忍ニテ自ラ限度アリ其存立ト權威
 トハ必要ニ依リテハ犧牲ノ如何ヲ問ハス擁護セサルヘカ
 サルコト(C)米側カ此上帝國ノ立場ヲ無視スルノ態度ニ出ツ
 ルニ於テハ交渉ノ余地無ト云フノ他ナキコト(D)交渉最後
 ノ段階ニ臨ムニ當リ米側ニ於テ日米國交維持ノ大局的見地
 ヨリ驟然猛省善處センコトヲ要望スルコト
 (五)如上ノ事情ニ鑑ミ同大使ノ使命ハ帝國國運ノ進展ニ極メテ
 重大ナルモノアリ御前會議終了次第追電スヘキニ付速ニ「ロ

外務省

(日本標準規格B5)

1MT 316

63

879

99

012

REEL No. A-0290



M-11

和セルモイナリトシテ左ノ通り説明ヲ附シテ訓令シタリ

(A) 通商無差別原則ニ付テハ地理的の近接ノ事實ニ依ル緊密關係ニ關スル從來ノ主張ハ之ヲ撤回シ無差別原則ノ全世界適用ヲ條件トセルモノナルカ後者ニ付テハ十月二日附米政府覺書中ニ「日米何レカカ特定地域ニ於テ一ノ政策ヲ取ルニ拘ラス他地域ニ於テ之ト相反スル政策ヲ取ルハ面白カラス」トノ趣旨ノ記述アルニ徴スルモ何等反對ナカルヘク從テ本件ニ付テハ之ニテ合意成立スルモノト信シ

(B) 三國條約ノ問題ニ付テハ屢次來電ニ依レハ米側ハ我方提案ニテ大體満足シ居ルヤノ趣ナルニ付自衛權ノ解釋ヲ濫ニ擴大スル意圖ナキコトヲ一層明確ニスルニ於テハ本件モ妥結ヲ見ル

外務省

IMF 316 65 881 2

REEL No. A-0290

M-1

ヘキモノト信レ

○撤兵問題ハ或キハ依然難點トナルヤモ知レサルモ我方ハ米側
 カ不確定期間ノ駐兵ニ強ク反スルニ鑑ミ駐兵地域及期間ヲ
 示シ以テ其ノ疑惑ヲ解カントスルモノナリ、撤兵ヲ延前トシ
 駐兵ヲ例外トスル方米側ノ希望ニ副フヘキモ右ハ國內的ニ不
 可能ナリ又駐兵所要期間ヲ明示スルニ於テハ却テ事態ヲ紛糾
 セシムル惧アルニ付此ノ際ハ飽ク迄所要期間ナル抽象的の字句
 ニヨリ折衝シ無期限水久駐兵ニ非サル旨ヲ印象ツクル機努メ
 ラレ度シ

要之甲案ハ懸案三問題中二問題ニ關シテハ全面的ニ米側主張ヲ
 受諾セルモノニテ最後ノ一點タル駐兵及撤兵問題ニ付テモ最大

外務省

(日本標準規格B5)

IMA 316

66

882

REEL No. A-0290

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

http://www.jacar.go.jp

M-1

ニモリ海軍の総隊別本入選兵ニ非セシ旨を甲案の附記甲案ノ
 ナル犠牲ニ徴シ決シテ過大ノ要求ニアラス事口甚々小ニ過キタ
 ルモノナリ此ノ點ハ國內政治上モ我方トシテハ此上ノ讓歩ハ到
 底不可能ニシテ米側ヲシテ右ヲ諒解セシメ本案ニ依リ速ニ交渉
 妥結ニ導ク様切望ス

(四)更ニ連絡會議決定ノ乙案(附屬參照)ニ關シ同案カ前記甲案ノ
 代案トモ稱スヘク米側ニ於テ甲案ニ著シキ難色ヲ示ス時ハ事態
 切迫シ遷延ヲ許ササル情勢ニ鑑ミ何等カノ代案ヲ急遽成立セシ
 メ以テ事ノ發スルヲ未然ニ防止スル必要アリトノ見地ヨリ案出
 セル第二次案ナリトノ趣旨ヲ以テ之ヲ野村大使宛(十一月四日
 附)電報シ尙本乙案ヲ米側ニ提出スル時期ニ付テハ豫メ請訓シ

限ノ讓歩ヲ爲シ右ハ四年ニ亘ル事變ニ依リ帝國ノ甘受セル甚大
 ナル犠牲ニ徴シ決シテ過大ノ要求ニアラス事口甚々小ニ過キタ
 ルモノナリ此ノ點ハ國內政治上モ我方トシテハ此上ノ讓歩ハ到
 底不可能ニシテ米側ヲシテ右ヲ諒解セシメ本案ニ依リ速ニ交渉
 妥結ニ導ク様切望ス

(四)更ニ連絡會議決定ノ乙案(附屬參照)ニ關シ同案カ前記甲案ノ
 代案トモ稱スヘク米側ニ於テ甲案ニ著シキ難色ヲ示ス時ハ事態
 切迫シ遷延ヲ許ササル情勢ニ鑑ミ何等カノ代案ヲ急遽成立セシ
 メ以テ事ノ發スルヲ未然ニ防止スル必要アリトノ見地ヨリ案出
 セル第二次案ナリトノ趣旨ヲ以テ之ヲ野村大使宛(十一月四日
 附)電報シ尙本乙案ヲ米側ニ提出スル時期ニ付テハ豫メ請訓シ

外務省

M-1

越ス様申進スル所アリタリ

(五)五日午後御前會議終了後同日附電報ヲ以テ野村大使ニ對シ日米交渉對案(前記(三)及(四))ノ決定ヲ見タル次第ヲ述ヘ前記訓令ノ趣旨ヲ体シ至急折衝開始方訓令セリ

尙右訓電ニ於テ左ノ趣旨ヲ申添ヘタリ

(イ)從來ノ經緯ニ鑑ミ六月二十一日案(從テ我方ヨリ言ヘハ九月二十五日案)ヲ基礎トシテ交渉ヲ進ムルコト米側ノ期待ニ副フモノト推察セラルルニヨリ順序トシテハ先ツ甲案ヲ提示スルコト便宜ナルコト

(ロ)米側ニ於テ甲案ニ著シキ難色アリ右ニテ妥結不可能ナルトキハ最後ノ局面打開策トシテ乙案ヲ提示スル意圖ナルコト

(ハ)今次講令ハ帝國政府ノ最後案ニシテ事態頗ル切迫シ絕對ニ遷延ヲ許ササルコト

(ニ)「タイム・リミット」ヲ附シ若ハ最後通牒的態度ヲ取ルカ如キ印象ヲ與フルコトヲ避ケ度キコト

内尙五日附ヲ以テ「本交渉ハ遲クモ十一月二十五日迄ニハ調印ヲモ完了スル必要アル處右ハ四圍ノ情勢上絕對ニ致方ナキ條ニシテ日米國交ノ破綻ヲ救フノ大決意ヲ以テ充全ノ努力アリ度シ」トノ趣旨ヲ訓令セリ

外務省

日本標準規格 B5 316 69

885

M-1

越ス様申進スル所アリタリ

(五)五日午後御前會議終了後同日附電報ヲ以テ野村大使ニ對シ日米交渉對案(前記(三)及(四))ノ決定ヲ見タル次第ヲ述ヘ前記訓令ノ趣旨ヲ体シ至急折衝開始方訓令セリ

尙右訓電ニ於テ左ノ趣旨ヲ申添ヘタリ

(イ)從來ノ經緯ニ鑑ミ六月二十一日案(從テ我方ヨリ言ヘハ九月二十五日案)ヲ基礎トシテ交渉ヲ進ムルコト米側ノ期待ニ副フモノト推察セラルルニヨリ順序トシテハ先ツ甲案ヲ提示スルコト便宜ナルコト

(ロ)米側ニ於テ甲案ニ著シキ難色アリ右ニテ妥結不可能ナルトキハ最後ノ局面打開策トシテ乙案ヲ提示スル意圖ナルコト

外務省

日本標準規格 B5 316 68 884

REEL No. A-0290

字
眞
報
余
部

△886

REEL No. A-0290